

准摂関家としての足利將軍家

——義持と大嘗会との関わりから——

石原比伊呂

はじめに

本稿は、室町幕府の四代將軍足利義持の、公家社会への関わり方について、その実相を考察するものである。特に、父親である義満と比較しながら考えていく。

従来、義持と義満の関係については、尊号辞退と対明貿易謝絶との二点が注目され、すでに戦前において田中義成氏は義持が「父母に対し」「復仇的」であつたと述べている。このような視点は戦後になつても引き継がれた。臼井信義氏は、尊号辞退、対明絶交に触れつつ、宿老斯波義将のもと、「義満時代の公家化の風を却けて武家政権の本道に立ちかえらん」とし、すべてにおいて父義満の行過ぎを是正せんとした。⁽²⁾ 佐藤進一氏は義持期を「重臣會議」の時代とした上で、「義持の初政には義満とは対蹠的な政策や措置が目立つが、その人柄も、派手で陽性な義満とは反対の、地味で沈潜型の人物であった。」としている。⁽³⁾ また今谷明氏は、義満の「王權篡奪計画」に対し、斯波義将とともに義持その人が「批判者であつたと見て差しつかえない」とする⁽⁴⁾ 小異はあるだろうが、義満と義持との差異、あるいは断絶を

強調するという点において共通しているといえよう。⁽⁵⁾
それに対しここ数年、それとは異なる見方も強まっている。例え、榎原雅治氏は「義持は專制君主というよりも鷹揚なイメージが強いが、彼もまた父義満同様、天皇の権威を極小化しつつ、場合によっては天皇も利用しながら、公方権力の絶対化を演出する施策を忘れてはいなかつた。」として、義満と義持の連続性を強調している。さらに、桜井英治氏は興味深い指摘をしている。やや長くなるが引用してみよう。

義持についてはしばしば義満の公家化政策を改め、本来の武家政治の復活をめざしたとの評価がなされるのであるが、一方で義持の使用した花押は公家様のみであつたし、伝奏の活動や伝奏奉書の発給も義持時代を通じて活発である。義持は武家政治の復活といった一貫した政策を持っていたというよりは、義満が残した莫大な遺産に適度な取捨選択を加えていたとみるべきだろう。昇進が内大臣どまりであったことについても、義満が准三后・太政大臣までのぼりつめることでようやく築きえたものを、官職とは無関係に行使しうることを示したのだから、権力のあり方としては、むしろ義満時代よりも強化されたとさえいえるのである。⁽⁷⁾

やはり、従来の断絶を一辺倒に力説してきた研究動向に対し、義持と義満の共通点を見直す必要性を強調しているといえるだろう。榎原氏や桜井氏に代表されるように、近年は義満と義持の連続性や共通点に注目する視点にシフトしてきたといえよう。筆者も、

桜井氏のいうように「義満が残した莫大な遺産に適度な取捨選択を加えていたとみるべきであろう」というのが実像に近いと考えている。つまり、義満と義持の関係については、差異が強調される要素と同一性が強調されうる要素が混在していたのではないだろうか。したがって桜井氏のいうところの「適当な取捨選択」の実態の究明が当該期の公武関係、やがては政治史を考える上で大きな課題となると思う。

本稿では以上のような問題関心に立った上で、大嘗会を素材として、義持が義満のいかなる部分を継承し、いかなる部分を捨象したのかの具体相を覗いてみたい。⁽⁸⁾ そしてさらにそのような義持の政治態度がその後の室町幕府、室町殿のあり方にいかなる影響を与えたのかについて考えてみたい。

一、大嘗会における義持

ここでは、義持がどのように大嘗会へ関わったのか、その大枠を把握してみたい。

応永二一（一四一四）年一二月一九日、称光天皇は太政官において即位を遂げた。そして翌年の一二月二日に大嘗祭⁽⁹⁾を迎える。そのとき義持は三〇歳で従一位内大臣、兼帶職は獎学院・淳和院別当と征夷大将軍である。⁽¹⁰⁾ 義満が死に、名実ともに足利家の長となつてから、七年が経過していた。

この応永度大嘗会に義持はどの程度深く関与していたのであるか。『大嘗会仮名記』（以下『仮名記』）において、著者である一條経嗣⁽¹¹⁾は、大嘗会のこけら落としともいえる御禊行幸⁽¹²⁾に関する記

事の最後に「けふの大儀、雨風のさわりもなくとけおこなはれぬ、神感もそらにしられ、聖運のいたりもあらはれてめてたし。しかしながらこれ、内大臣殿申御さたのゆへと、百官万人の美談にてそ有ける⁽¹³⁾」と記し、また、大嘗会最終日にあたる豊明節会終了後にも「およそ数日の大儀、一事の違乱もなくとけおこなはれぬる、二所宗廟の感應もあらたに、百王鎮護のちかひもたかはす、内大臣殿御忠功のいたりも、冥鑑に通し給ふかとおほえたり」と、同じような感想を述べている。他にも、『称光院大嘗会御記』（以下『称光院』）には「室町殿毎日御参、毎事申御沙汰云々」と記されている。⁽¹⁴⁾ 義持は応永度大嘗会に積極的に関わり、儀式の成功に対する大きな役割を果たしていたと考えられる。

また『称光院』の記事のように、「申御沙汰」として儀式を裏方としてサポートした一方で、義持は儀式そのものにも、終始公家社会の一員として参加しており、この点については後に詳述する。義持は応永度大嘗会を表向きにも裏方としても積極的に関与し、大きな役割を果たしていたのである。

そこで次に、大嘗会における義持の行動を洗い出し、それらと永徳度大嘗会における義満の行動とを比較してみたい。大嘗会における義持の行動は、御禊行幸から豊明節会までの実質一日間で六八例ある。表①は義持の行動をまとめたものである。表①のうち、「義満の先例」の欄に○があるものは、義持が義満の先例に准えたことがはつきりしている行動で、五例確認できる。それに対し「新儀」とあるものは、逆に義持が義満の先例に反したことが明確な行動であり、一三例確認できた。この結果からは、一

研究ノート

六二（一五六）

見、義持は義満とは異なった、独自の行動をとる傾向が強かつたようにも見える。しかし、義持が義満の先例を踏襲せず、内弁を勤仕しなかつたとき、公家社会からは「義満様が内弁をおつとめになつたのだから、義持様も同様に勤仕されることが望ましい。」という反応が確認できる⁽¹⁷⁾ので、公家社会には「義持は義満の先例に准えて当然」という意識があつたことが推測できる。また、一般論として当時の公家社会は先例遵守が基本であり、その限りにおける行動は特記する必要のないものとして認識されただろうから、逆に敢えて記録に残されたのは主に先例に背いた行動だったといえる。したがって、義満の先例に従つたか否かが明確でない残り五〇例については、義満の先例から大きく逸脱したり、矛盾するものでなかつたであろうと推定できる。

いずれにせよ、義満の先例に従つた、あるいは背いた、ということが明記されている行動に注目することにより、義持がいかなる意識で、義満の先例を取捨選択していたかが明らかになると思う。そこでまずは、義持が意識的に義満の先例に反した行動について考えることとする。

二、義持と義満の相違

1 辰日節会の内弁

大嘗祭は一月卯日におこなわれるが、その後、辰日節会（悠紀節会）・巳日節会（主基節会）・豊明節会と三日間節会が続く。そのうち、永徳度において、義満は辰日節会の内弁を勤仕している。それに対し応永度大嘗会では、義持はこの辰日節会の内弁を

勤仕していない⁽¹⁸⁾。そのときのことを一條経嗣は『仮名記』で次のように記している。

此せつゑの内弁は、永徳に鹿苑院殿つとめさせ給ひしかば、この度内大臣殿御つとめあらハしかるべきに、さもなきこそよに無念におほえ侍れ、さりながらか様に嚴重に御まいり有て御しこうあれハ、ことさら散状に書のせたてまつるなり、⁽¹⁹⁾

ここから、既に述べたように、公家社会が義持に対し、義満の先例に則つて行動するよう望んでいたことが読みとれる。また後述するが、義持は、経嗣といわば一心同体となり行動しており、当然経嗣をはじめとする公家社会の嘱望を肌で感じていたはずである。それにもかかわらず義持は内弁を勤仕せず、経嗣をして「無念におほえ侍れ」といわしめているのである。義持は公家社会の期待を承知の上で、敢えて義満の先例に背いたことになる。それでは、義持はなぜそのような選択をしたのであろうか。

そのことを考へる前にまず、義満が辰日内弁を勤仕した背景について考へてみたい。そこで、そもそも一般的に節会の内弁とはいかかる役割であるのかについて考へてみたい。内弁とは、即位や節会などの重要な儀式の時、諸事を取りしきる大臣のことである⁽²⁰⁾。その担い手については、『建武年中行事』の元日節会の項に「元日の節会、其儀、小朝挙はてぬれば、内弁の大臣、陣の座につきてことを行ふ、（もし第一の人にあらずして、位次の大臣ならば、内弁に候ふべきよしを職事をもて仰せらるゝなり）、大方よろづの公事を、一上たる人は、前をわたすまじきにや、陣のはしの座をはかりて、藏人をまねきて、外任の奏を奏す」と記されているように、

表①

日付	行動	義満の先例	新儀	関白と対・並列	史料	史料
1 十一月二十七日	法身院から出発					兼宣
2 官司行幸	天皇出御に際して、裾に候ず	○			大嘗会版名記	兼宣・続史愚
3 天皇乗輿の後、西階より殿を降りる						兼宣
4 宰相中将邸で、騎馬						兼宣
5 十月二十九日	御参				大嘗会版名記	称光院・満済・益直
6 御禊行幸	御簾をかかぐ				大嘗会版名記	
7 御輿の際、御裾をとりたたむ。					大嘗会版名記	
8 御輿の後ろを歩く→閑白は二条大路で見物					大嘗会版名記	
9 義持の装束1. 平緒が紫地					大嘗会版名記	
10 義持の装束2. 近衛大将を兼任せず					大嘗会版名記	
11 義持の装束3. 滝口を略す					大嘗会版名記	
12 棧敷の造進					大嘗会版名記	益直
13 称光の頓宮での下輿で裾に候ず					大嘗会版名記	
14 御前に候ず					大嘗会版名記	
15 称光の右方を歩行					大嘗会版名記	
16 称光の裾をとる					大嘗会版名記	
17 東廊の南座に着す	○				大嘗会版名記	
18 御祓物を据える	○				大嘗会版名記	
19 禄をとる	○				大嘗会版名記	
20 帰路は供奉せず、院棧敷へ	○				大嘗会版名記	益直
21 (義持に感謝)					大嘗会版名記	
22 十一月九日	早参				称光院	
23 院御所行幸	散状に合点を入れなかつた海住山清房を突鼻				称光院	
24 十一月十四日	清暑堂御神楽習礼を室町第で行わず					
25 十一月十八日	供奉	○			大嘗会版名記	
26 太政官行幸	御簾役についての件で、海住山清房を突鼻				称光院	
27 十一月十九日	毎日御參により一向寺沙汰	○			大嘗会版名記	
28 舞姫参入・帳台試	毎日御參、毎事申沙汰	○			大嘗会版名記	称光院
29 舞姫参入・帳台試	舞姫を奉り、厳重に申沙汰	○			大嘗会版名記	
30	夜に入り、参上				大嘗会版名記	
31	天皇に扈從				大嘗会版名記	
32	服装について				大嘗会版名記	
33	沓を履く				大嘗会版名記	
34	御簾に候ず				大嘗会版名記	
35	御前の座に着す		○		大嘗会版名記	

36	十一月三十日	夜に参入				大嘗会假名記
37	殿上淵醉	天皇御覽に祗候		○	○	大嘗会假名記
38		御前試しに祗候		○	○	大嘗会假名記
39		推參に際し、着座	○		○	大嘗会假名記 称光院
40	十一月二十一日	殿上淵醉に不參		○	○	大嘗会假名記
41	大嘗祭	廻立殿行幸に參候		○	○	大嘗会假名記
42		廻立殿行幸において小忌を着る		○	○	大嘗会假名記
43		廻立殿行幸において、天皇乗輿の際裾に候す		○	○	大嘗会假名記
44		廻立殿行幸において行列し、奥の左右に候す		○	○	大嘗会假名記
45		天皇が鳳輦から腰車に乗り換えるの扶持		○	○	大嘗会假名記
46		天皇が腰車を降りる際には祗候せず		○	○	大嘗会假名記
47		神膳の儀以前に退出		○	○	大嘗会假名記
48	十一月二十二日	参入し、内大臣の座へ		○	○	大嘗会假名記
49	悠紀節会	挿頭花の儀において、内弁と天皇の間に立つ		○	○	大嘗会假名記
50		内弁を勤仕せず		○	○	大嘗会假名記 称光院
51	十一月二十三日	挿頭花について内弁を突鼻				称光院
52	主基節会	その他諸人を突鼻				称光院
53		御帳の後ろの円座につく		○	○	大嘗会假名記
54		挿頭花		○	○	大嘗会假名記
55		西の第二の間の座に着座		○	○	大嘗会假名記
56		挿頭花		○	○	大嘗会假名記
57		天皇入御に際し裾に候す		○	○	大嘗会假名記
58		清暑堂御神楽の前に西の座に着く		○	○	大嘗会假名記
59		勧杯		○	○	大嘗会假名記
60		神楽直前に退出		○	○	大嘗会假名記
61	十一月二十四日	様を受ける		○	○	大嘗会假名記
62	豊明節会	官司遷幸に供奉				満濟
63		義持の座を設営		○	○	大嘗会假名記
64		天皇出御に供奉		○	○	大嘗会假名記
65		御帳に祇候		○	○	大嘗会假名記
66		天皇入御に際して裾を取る		○	○	大嘗会假名記
67		直廬に退出		○	○	大嘗会假名記
68		土御門第への遷幸に供奉	○			大嘗会假名記

(『大日本史料』七編二十三)

兼宣…「兼宣公記」(『史料纂集』) 続史愚…「続史愚抄」(『国史大系』) 称光…「称光院大嘗会御記」(『大日本史料』七編二十三) 益直…「益直記」(『大日本史料』七編二十一)
 (二) 満濟…「満濟准后日記」(『続群書類從』)

原則的には第一の人、すなわち一の上が担い、場合によっては位次の大臣、すなわち右大臣・内大臣が代行したと考えられる。

そこで次に一の上についてであるが、一の上については、山本信吉氏の詳細な研究がある⁽²⁵⁾。氏によると一の上とは最上首の大臣のこととて、在任者がいる場合は太政大臣であるが、通常は左大臣がつとめる。ただし、左大臣が摂関を兼任しているときは、左大臣として宮中の諸公事を処理する暇がなく、また現任の摂関は、太政官の行政事務には参加しないのが、平安中期以降の一般的なあり方ということもあり、一の上は右大臣に与奪されることになるという。節会の内弁は一の上つまり現任摂関以外の最上首大臣がつとめる役割であると定義できるのである。当然、最上首大臣は五摂家から出る可能性が最も高く、したがって節会の内弁は現任摂関でない摂閥家の人物であることが多かったであろうことは、想像に難くない。

ただし、右の考察は、「元日節会」の内弁の話である。したがって今回対象としている大嘗会の節会についても同様のことがいえるかどうか確認してみる必要がある。そこで、一一世紀以降の大嘗会における内弁について、管見の限りで一覧化したもののが表②である。不明な部分も多く、全三四回計一〇二人中、明らかにできたのはのべ四五人とどまるが、表②をみると、やはり大嘗会においても内弁は、五摂家当主を中心に、大納言が一部含まれるもの、そのほとんどが左右内大臣で占められていることがわかる。ところが、現任摂閥となるとのべ四一人中、天仁元(一一〇八)年の藤原忠実のただ一例しか確認できない。時代的に遙

か院政期のことでもあり、例外として扱うことが許されよう。大嘗会の節会においても、一の上有るいはそれに准ずるものが内弁をつとめることには変わりがなかったのである。

このように考えてくると、当時左大臣右大将であつた義満は、一の上(左大臣)としての職掌にもとづき、辰日節会の内弁を勤仕したと判断できる。

義持に目を転じると、彼は当時内大臣であり、一の上でこそないものの、「位次の大臣」として内弁をつとめる資格を満たしていた。それにもかかわらず、彼は公家社会の期待に背き、内弁を勤仕しなかつたのである。とはい、それでもなお「一の上でなかつたから内弁をつとめなかつた。」という可能性も残されている。そこで同様の事例をもう少し考察し、義持の真意に迫りたい。

2 清暑堂御遊⁽²⁶⁾

ここでは、清暑堂御遊における義持の行動について分析してみたい。

清暑堂御遊は、大嘗会の巳日節会⁽²⁷⁾の節供⁽²⁸⁾が一通り終り、給祿などが済んだ後におこなわれる雅楽の演奏会である。永徳度大嘗会でのこの御遊において、義満は、笙の所作人として参加している。⁽²⁹⁾それに対し義持はどうだったであろうか。再び『仮名記』を参考すると

けふも、内大臣殿を散状に書のせたてまつる、しさる、昨日の日記にみえたり、其後、清暑堂の御神樂あり、清暑堂と申ハ、豊楽院の九堂のうちなり、むかしハ、大極殿のせちゑの儀はてゝ、豊楽院に行幸なりて、此堂にて神宴を行はれけるにや、

表②

天皇名	年	西暦	記録類	辰日	巳日	豊明
一条天皇	寛和二年	986				
三条天皇	長和元年	1012	大日本史料2の7	藤原道長 (左大臣)	藤原公季 (内大臣)	
後一条天皇	長和五年	1016				
後朱雀天皇	長元九年	1036				
後冷泉天皇	永承元年	1046				
後三条天皇	治暦四年	1068				
白河天皇	承保元年	1074				
堀河天皇	寛治元年	1087	大日本史料3の1	源俊房 (左大臣)	源顕房 (右大臣)	源顕房 (右大臣)
鳥羽天皇	天仁元年	1108	大日本史料3の10	藤原忠実 (摂政)	源俊明 (大納言)	源俊明 (大納言)
崇徳天皇	保安四年	1123				
近衛天皇	康治元年	1142				
後白河天皇	久寿二年	1155	台記・法性寺殿	藤原実能 (内大臣)	藤原宗輔 (大納言)	藤原実能 (内大臣)
二条天皇	平治元年	1159				
六条天皇	仁安元年	1166	兵範記	大炊御門経宗 (左大臣)	花山院忠雅 (大納言)	大炊御門経宗 (左大臣)
高倉天皇	仁安三年	1168	兵範記	大炊御門経宗 (左大臣)	九条兼実 (右大臣)	(村上) 源定房 (大納言)
安徳天皇	寿永元年	1182	玉葉	大炊御門経宗 (左大臣)	徳大寺実定 (内大臣)	徳大寺実定 (内大臣)
後鳥羽天皇	元暦元年	1184	玉葉	大炊御門経宗 (左大臣)	三条実房 (大納言)	三条実房 (大納言)
土御門天皇	建久九年	1198	大日本史料4の5	大炊御門頼実 (右大臣)	大炊御門頼実 (右大臣)	土御門通親 (大納言)
順徳天皇	建暦二年	1212	大日本史料4の12			
後堀河天皇	貞応元年	1222	大日本史料5の1			
四条天皇	嘉禎元年	1235	大日本史料5の10	西園寺実氏 (右大臣)	西園寺実氏 (右大臣)	
後嵯峨天皇	仁治三年	1242	大日本史料5の16	鷹司兼平 (内大臣)	一条実経 (右大臣)	
後深草天皇	寛元四年	1246	大日本史料5の21	九条忠家 (内大臣)	鷹司兼平 (右大臣)	鷹司兼平 (右大臣)
亀山天皇	文応元年	1260				
後宇多天皇	文永十一年	1274				
伏見天皇	正応元年	1288				
後伏見天皇	永仁六年	1298				
後二条天皇	正安三年	1301	実躬卿記	九条師教 (左大臣)	徳大寺公孝 (右大臣)	土御門雅房 (大納言)
花園天皇	延慶二年	1309	後伏見天皇日記	二条道平 (右大臣)	洞院実泰 (大納言)	
後醍醐天皇	文保二年	1318				
光嚴天皇	正慶元年	1332	花園天皇日記	中院通顯 (内大臣)	大宮季衡 (右大臣)	中院通顯 (内大臣)
光明天皇	暦応元年	1338	大日本史料6の5			
崇光天皇	觀応元年	1350	大日本史料6の14	なし	なし	なし
後光嚴天皇	文和三年	1354				
後円融天皇	永和元年	1375	永和度大嘗会記	九条忠基 (左大臣)	九条忠基 (左大臣)	今出川実直 (大納言)
後小松天皇	永徳三年	1383		足利義満 (左大臣)		

官庁にてハ、後房の登廊をその所に准せられておこなはるゝ也。

(略)

次に閑白、東の座につかる、内大臣殿、西の座につかせ給ふ、
次にめしによりて、左大臣以下所作の公卿本末の座につかる、
本にし、末おなしき殿上人よこしきの横敷の座につく、(略) 次に笛管を
関白左大臣にさつけらる、したひに取くたす、常のことし、次
に勧盃あり、頭弁時房朝臣、盃をとりて閑白にすゝむ、内蔵頭
教豊朝臣、内大臣殿にすゝめまいらす、五位殿上人、瓶子をと
り西東の座をなしくしたひに巡流す、この勧盃、先例は藏人頭
一人にて両方しゆんりうあれとも、このたひハ関白の盃を内大
臣殿へさし申されん事ひんなきによりて、かくへちに内蔵頭勧
盃をつとむ、これハ、臨時の故実に閑白かねてより定めおほせ
られけるとかや、勧盃はてゝ、内大臣殿御退出あり、次に御神
樂はしまる (略) 其後、御遊あり、呂にハ、安名尊・鳥破・み
まさか (略)³¹

已日の節供が終わり、清暑堂御神樂が始ままでの義持の行動
は以上の通りである。すなわち、節供が一段落した後、最初の傍
線部にあるように、義持（内大臣）と閑白一条経嗣は、清暑堂神
宴がおこなわれる太政官庁後房の登廊のそれぞれ東西の座に着い
ている。その後、御遊の楽器が用意され、勧盃がなされ、そこま
では義持も参加している。ところが二番目の傍線部にあるように、
勧盃終了後、いよいよ御神樂が始まろうとするその直前に、義持
は席を立ち、場を後にしている。義持は直前までは場に候じてい
ながら、御神樂及び御遊そのものには参加していないのである。

当然、樂器の所作もしていないことになる。つまり、義持は義満
がつとめた清暑堂御遊の所作人という役割をつとめなかつたこと
が明らかである。

そこで義持が所作をしなかつた理由を考える。もちろん雅樂器
の所作であるから、音樂的な素養、所作能力の問題があろう。す
でに知られているように、義満は笙の所作を重要視し、その名手
としてたびたび御遊その他の場面で演奏している。³² それに対し、
義持が雅樂器を演奏したという記事は、『御遊抄』をはじめとし
た諸記録において全く確認できない。したがって義持の個人的な
音樂的素養の問題が大きいことは否定できない。しかし、当時の
御遊の実態をみると、必ずしも所作の巧拙だけで所作人が選定さ
れているとはいひ難い。家業・家柄による拘束力も強いし、なに
よりその時々の政治力によって大きく左右されていたと考えられ
る。³³ 足利家は尊氏以来、笙の家としての伝統が芽生え、義満に
よつて決定的なものとなりつづあつたといわれており、義持も足
利家の嫡男として笙始の儀式を経験している。³⁴ 義持は、笙の家と
しての家格・時の政治力ともども、無理を通せば所作人の座に加
わる資格は十分に備わっていたと想定できる。むろん一の上でな
ければならないという規定があるわけでは全くない。ならば、義
持は自分の主体的な判断のもと、敢えて義満の先例に逆らつたか、
あるいは少なくとも「無理をしてまでは准える必要のない先例で
ある」という判断をしたかということになろう。それでは、義持
はなぜそのような判断を下したのであろうか。

一一世紀以降永徳度まで二五回の大嘗会における清暑堂御遊の

研究ノート

六八(二二)

所作人を『御遊抄』⁽³⁶⁾をもとに調べると、のべで約二八〇名確認できる。そのうち、摂関家からは一六名の参加が確認できる。二度に一度以上の割合で参加していることとなり、決して少ない数ではない。義満が公家社会において、その振る舞いの先例を摂関家に求めていたことは、もはや周知に属する事実であろう⁽³⁷⁾。したがって、義満はこのような摂関家の先例を踏まえて、所作に加わったのだろう。それに対し現任の摂関に限って考へると、わずか二名しか確認できない。そのうち一人は内弁の時と同じ、天仁度⁽³⁸⁾（一一〇八年）の藤原忠実であり、特殊な例と考えてよいだろう。もう一例は延慶二（一二三〇九）年の鷹司冬平であるが、これについても、『御遊抄』には「摂政拍子合」項に「主人所作例」とわざわざ特記されており、当時から特殊な先例であると認識されていてることがわかる。したがって、現任の摂関が清暑堂御遊の所作人をつとめることは、きわめて例外的な事態であつたと想像がつく。また、このことは論理的にも説明可能である。先ほどの「主人所作例」の語句に注目してみよう。清暑堂御遊など大きな御遊の前には、「拍子合」すなわち予行演習が何度か繰り返される。清暑堂御遊の場合、特に「院拍子合」あるいは「摂政拍子合」として院及び摂政邸において大きな拍子合がおこなわれる。したがって現任の摂政はいわば拍子合の「主人」、ホスト役として所作人の出来をチェックする側にあって、自らは所作には参加せずに、他の公卿とは一線を画す立場にあつたと考えられるのである⁽³⁹⁾。

したがって、清暑堂御遊の所作人には、大きく一つの性格が

あつたといえよう。まず第一に摂関家の一員がつとめることは珍しくはない、という性格である。しかし第二に、現任の摂関その人がつとめることはきわめて例外的であつた、という性格である。そして清暑堂御遊所作人に関する右の性格は、先に確認した内弁に関するそれと、そのまま一致する。つまり、義持が義満の先例を守らなかつた、「辰日節会の内弁」および「清暑堂御遊」の二つの例には、「摂関家の一員が勤仕するには不都合はない」。しかし、原則的に現任の摂関その人は勤仕しない。」という共通点があつたのである。ならば、義満が摂関家の一員（たる左大臣右大將）として大嘗会に参加した一方で、義持は義満の先例のうち、現任の摂関として不相応なものは踏襲せず、したがつて自己を現任の摂関に准える形で大嘗会に参加したと、『仮名記』の内容を分析することが可能になろう。つまり、義持は自己を現任の摂関に准じさせようとしており、義満の先例に准えるか否かの判断基準は、「現任の摂関」として適當か不適當か、にあつたとは考えられまい。

三、御禊行幸

1 御禊行幸における義満と義持

ここでは、御禊行幸行列での位置取りから、義持の意識を考えることとしたい。なお、御禊行幸とは、大嘗会を目前に控えた一〇月末に、新天皇が禊ぎのために賀茂川原の頓宮に赴く行幸のことである。

この行幸には、京職・神祇官・次第司・衛門府など総勢百名以

上にのぼる官人の他に、一〇名程度の公卿が供奉する。⁽⁴⁰⁾ 具体的には、御禊行幸の象徴ともいえる節下大臣、近衛府の一員として左右の近衛大将、大納言以下の公卿が八名前後、そして摂政あるいは関白である。この御禊行幸に、永徳度大嘗会当時、左大臣右大將であった義満は近衛大将の例式に則り参列している。右大将として何ら不自然のことである。

それに対し、応永度大嘗会時点の義持は内大臣であったが、近衛大将の兼職はしていなかった（応永一九年に辞職⁽⁴¹⁾）。したがって義満の先例は適用できない立場にあった。基準とすべき義満の先例がないことは、却って義持の真意を浮き彫りにするであろう。

そこで、応永度大嘗会の御禊行幸における義持の行動を詳しく取り上げることとする。再び『仮名記』を紐解くと次のように記されている。

史料A

（略）乘御のゝち、宰相中将、璽の管をとりて御輿におかる、大将・次将のけいひつなし、これも御神事によりてなり、公卿、したひに前行して、東門をいつ、左右大将左徳大寺
右久我、おなしく前行せらる、東門の外にて、しばらく御輿をとゝめて、節下の大臣ゆく皺をうたせらる、^a 次に内大臣殿、御輿の後にあゆみ給ふ、左近の陣の御綱のすゑに供奉し給はんかため也、^b 摂政・関白騎馬の時ハかならすこの所に供奉せらる事にて、左右の陣に列すへきよし宣下あるにや、これハ、^c 寛弘九年に御堂殿左大臣内覽にて供奉し給ひし例に准して、かやうに、御後にまいらせ給ふ也、^d おほかた大将をかけさる大臣御禊の行幸に供奉

「次に内大臣殿・御輿の後ろにあゆみ給ふ、左近の陣の御綱のすゑに供奉し給はんかため也」（傍線部a）とあるように、義持は御輿の後ろ、近衛の五人の末に伺候していたことがわかる。ところで、義持はいかなる資格において行幸に供奉したのであろうか。先程述べたように、公卿以上が御禊行幸に参列するには、節下大臣・近衛大将・公卿（大納言以下）・摂関でなければならない。しかし彼は當時、大納言を越えた内大臣である一方で、既に近衛大将を辞任している。また、このときの節下大臣は九条満教である。ただの内大臣である義持が供奉したことに対して「おほかた大将をかけさる大臣御禊の行幸に供奉の事、たしかなるれいなき」（傍線部d）と記されていることも頷けよう。そして消去法で考えたとき、残っている選択肢は摂関のみである。実際『仮名記』においても義持の供奉形態について「摂政・関白騎馬の時ハ

かならすこの所に供奉せらる事にて、左右の陣に列すへきよし宣下あるにや」（傍線部b）と明言されている。ただの内大臣であつた義持は、特別に「宣下」を下されたという形を取つて、本来は現任摂関の供奉位置であつた御輿後ろに列したのである。

義持が自己を現任摂関に准えていたことはもはや疑いようがないであろう。しかし、このように考えるとき、本家関白である一條経嗣との関係について疑問が浮かび上がつてくる。すなわち、義持が摂関の如く振る舞つたときの経嗣の立場がどのようになるかである。経嗣の存在がないがしろにされていたということにはならないのだろうか。この点についても、義持が御禊行幸において、「近衛陣に供奉」という形態で伺候したという事実が、その手がかりを与えてくれる。

2 摂関の御禊行幸への供奉

そもそも、現任の摂関が御禊行幸に供奉する際には、どのような参列形態があつたのであろうか。『仮名記』には「摂政・関白騎馬の時ハかなすこの所に供奉」と書かれているが、このことは逆にいえば、騎馬以外での供奉形態が存在していたことを示唆する。そこで注目すべきは、『後伏見天皇御記⁴³』の延慶二年一〇月一五日条である。後伏見上皇は、花園天皇即位の大嘗会にあたつて時の摂政鷹司冬平から、次のような申し出を受けている。

史料B

十五日、甲子、晴、晚頭摂政被參、東
任大臣節会也、自此御所直可參内裏者、御禊行幸乗車可供奉之
由存之處、唐御車可差合之由被仰下、仍可參会之由存之、御車

傍線部が、摂政鷹司冬平の台詞であり、傍線部中の「唐御車可差合之由」は、後伏見上皇の父親で、治天の君であつた伏見上皇の台詞の引用と考えられる。冬平は治天である伏見上皇からの「唐御車可差合之由」という仰せに關わつて、後伏見上皇に相談を持ちかけているのであるが、簡単に意訳してみると、おおよそ次のようになる。

御禊行幸には、牛車にて供奉しようと思ひましたが、「唐庇の車は自分が使うので、使わせることができない」と、伏見上皇からお達しがありました。そのような場合は騎馬で供奉することになつてますが、なかなかそういうわけにはいきません。したがつて參会という手段を取らうと思ひます。正應度も関白車が使えたかったという理由からです。また寛和の時の法興院入道（藤原兼家）も乗車して、脇道より賀茂河原の頓宮に移動し、現地で參会しましたと関白（冬平の父基忠カ）が言つております。

傍線部の最初に「御禊行幸乗車可供奉之由存」とあるように、当初、冬平は「乗車」つまり牛車、具体的には唐庇の車にて供奉することになつていていたようである。⁴⁴ 唐庇の車とは皇族や摂関が晴の場で用いる最上の牛車のことであるが、この唐庇の車に「乘

可指合者、可騎馬也、而傍難治事等有之、仍可參会、且又正應度も關白參会歟、其も御車依指合也、又實和法興院入道乘車、自閑路參會頓宮之由關白語之、後日摂政非騎馬之例、粗勘之、

（略）

車」して供奉するというのが、摂関としての標準的な参列形態であったと考えられる。⁽⁴⁵⁾ 具体的には、『永和大嘗会記』に、「閑白二條堀川に車をたて見物せらる。これ又代々の例也、御輿すきて後陣に供奉せらる」⁽⁴⁶⁾ と記されているように、摂関はまず唐庇の車を「一条堀河などで立て、行列を見物した後、列の最後尾に加わつたようである。⁽⁴⁷⁾

しかしながら、当初の予定に反して、冬平は乗車で供奉することが不可能になつた。伏見からの「唐御車可差合」という仰せがその理由である。伏見上皇は御禊行幸当日、女院女官などを引き連れ、二条富小路から京極にかけての一帯に赴き、そこで車をたて、行幸を見物した。そしてその際、伏見は唐庇の車を用いたのである。⁽⁴⁸⁾ このように唐庇の車を伏見が使用することになったため、摂政冬平に対し、唐庇の車にての供奉を差し控えるように指示が出たのである。⁽⁴⁹⁾ そのような状況を受けて冬平が後伏見に相談を持ちかけた、というのが史料Bの全容である。結局、冬平は「自閑路參会」「以毛車參会」という方法を用いた。⁽⁵⁰⁾ 「毛車」(唐庇の車に比べて、より日常的な要素の強い檜榔毛の車)で、「閑路」(脇道)を通り、「參会」、すなわち賀茂河原の頓宮において現地参集することにより、御禊行幸の儀式に参加したのである。

この冬平の行動には、先例が存在した。正応度大嘗会にともなう御禊行幸における、閑白二条師忠の行動である。延慶度では、「唐御車可差合」とクレームを受けた伏見上皇が、天皇として即位したときのことであるが、「令參会頓宮給、毛車」と記されているように、このときの師忠も毛車で参會しているのである。⁽⁵¹⁾

車」して供奉するというのが、摂関としての標準的な参列形態であつたと考えられる。具体的には、『永和大嘗会記』に、「閑白二條堀川に車をたて見物せらる。これ又代々の例也、御輿すきて後陣に供奉せらる」⁽⁴⁶⁾ と記されているように、摂関はまず唐庇の車を「一条堀河などで立て、行列を見物した後、列の最後尾に加わつたようである。⁽⁴⁷⁾

しかしながら、当初の予定に反して、冬平は乗車で供奉することが不可能になつた。伏見からの「唐御車可差合」という仰せがその理由である。伏見上皇は御禊行幸当日、女院女官などを引き連れ、二条富小路から京極にかけての一帯に赴き、そこで車をたて、行幸を見物した。そしてその際、伏見は唐庇の車を用いたのである。⁽⁴⁸⁾ このように唐庇の車を伏見が使用することになったため、摂政冬平に対し、唐庇の車にての供奉を差し控えるように指示が出たのである。⁽⁴⁹⁾ そのような状況を受けて冬平が後伏見に相談を持ちかけた、というのが史料Bの全容である。結局、冬平は「自閑路參会」「以毛車參会」という方法を用いた。⁽⁵⁰⁾ 「毛車」(唐庇の車に比べて、より日常的な要素の強い檜榔毛の車)で、「閑路」(脇道)を通り、「參会」、すなわち賀茂河原の頓宮において現地参集することにより、御禊行幸の儀式に参加したのである。

つまり、延慶度の御禊行幸に摂政冬平は唐庇の車で参列する予定であったのであり、これが本来的な形であったと思われる。しかし伏見上皇が唐庇の車を用いることになつたため、冬平は次善の策として、「自閑路參会頓宮」という手段を用いた。以上のことをから、次のことがいえる。すなわち、御禊行幸において摂関は、原則的には、唐庇の車で供奉した。ただし、上皇が唐庇の車を使用するときは、脇道を通り現地参集という方式用いたのであり、これらが当時の摂関家の一般的な先例であつたといえる。

ところで、史料Bに戻ると「御車可指合者、可騎馬也」とある。つまり、右の二つの他に摂関が騎馬で供奉するという先例もあるのである。むしろ、史料の雰囲気からは「唐庇の車での供奉でなければ騎馬」というのが本来の姿であったとの印象を受ける。実際、建暦元(一二一〇)年、順徳即位の大嘗会では、閑白近衛家実は、騎馬で供奉したと考えられる。⁽⁵⁴⁾ そして、そのときの家実は、騎馬で供奉したと考えられる。⁽⁵⁵⁾ が、応永度の義持と同様に左近陣に供奉したことでも確認できる。しかし、この建暦度が、管見の限りで、摂関が騎馬で供奉したとの確認できた最後の事例である。そしてそれ以後において、「騎馬」の事例を見出すことはできない。⁽⁵⁶⁾ つまり摂関の御禊行幸への供奉形態として「騎馬にて左近陣に供奉」というあたり方も先例上は存在したことは間違いない。しかし少なくとも、一三世紀以降においては現実的な選択肢でなかつた、と判断できよう。

以上、摂関が御禊行幸に参列する際のあり方には、三通りがあつたことを確認した。唐庇の車で、二条大路で見物した後、行列最後尾に供奉するという原則的な形態(以下「唐庇」と記す)。

上皇が行幸見物に出かけ、唐庇の車が使用できないときは、檳榔毛の車を用いて、脇道を通り、頓宮にて現地集合するという形態（以下「参会」）。そして一三世紀以降は現実的ではなくなるものの、騎馬にて左近陣に供奉するという形態（以下「騎馬」）の二通りである。

3 義持と経嗣

話を義持に戻そう。義持は、自己を「現任の摂関」に准えるために、騎馬にて左近陣に供奉したことについては既に触れたが、それはつまり右の三形態のうち、「騎馬」を採用したということである。しかし「騎馬」という供奉形態は、少なくとも一五世紀という時代において、三世紀近く遡らなければ先例の見つからない、非現実的な供奉形態であったはずである。なぜ義持はそのような形態において供奉したのであろうか。そこで注目されるのが、関白一条経嗣との関係である。

史料Aに戻ると、「関白ハいそきいて、郁芳門のかたにて乗車して、河原の頓宮に参会せらる、まつ二条大路の小路に車をたてゝ見物あり、暦応・文和・永徳にいたるまでせんれいハ、ミな唐庇の車にて行幸の後陣に供奉せらる、さたまれなる事なれども、このたひハ、御さしきの御幸に院の御車さしあふによりて、毛車にてかん道よりさん会せらる」（傍線部e）と記されており、関白一条経嗣が「参会」という形態で供奉したことがわかる。また同時に「御さしきの御幸に院の御車さしあふによりて」とあるように、後小松上皇が唐庇車を用いて行幸見物に出かけたことがその理由であることもわかる。経嗣は、後小松の行幸見物にともない、

故実に則り「参会」という形態を用いたというわけである。ならば、義持には「騎馬」という選択肢しか残されていなかつたことが理解できよう。後小松の行幸見物により「唐庇」で参列することはできない。また、それにもともない経嗣が「参会」という方法を採つており、この形態にもやはり先客がいた。したがつて義持が「唐庇」「参会」という形態を採ることは事実上不可能であり、彼には「騎馬」という選択肢しか残されていなかつたのである。

しかし、少なくとも制度上においては摂関ではない義持が、摂関のごとく参列するだけでもきわめて不自然であるのに、さらに当時としては希有ななり方となりつつある「騎馬」という形態で行幸に供奉し、「参会」で参加した経嗣とともに関白に相当する人物が二人いるという方は、どう考えても異様である。そのような異様さを正当化するために、義持は「寛弘九年に御堂殿左大臣内覽にて供奉し給ひし例」（史料A傍線部c）という先例を持ち出し、自己を道長に擬したのである。摂関に正式就任する以前から、内覽という肩書きで事実上の摂関として長らく権力の座にあつた道長であれば、同様に制度上の摂関ではない身にありながら、摂関の立場に自己を位置付けた義持の行動も整合的に合理化できる。事実として道長が「騎馬」によって供奉したか否かについては、史料上、確認することができなかつた。しかし、四百年以上前のものであるにもかかわらず、わざわざ道長の先例を持ち出したということ自体に義持の真意が隠されていよう。

道長の先例や、既に過去のものとなりつづった「騎馬」という供奉形態を持ち出すことにより、義持は先例・故実に則つた上

で、なおかつ後小松・経嗣の存在といった既存の秩序と大きな矛盾を引き起こすことなく、自己を「現任の摂関」に准えることに成功したのである。⁽⁵⁷⁾

四、義持の意図

1 義満の先例にしたがう場合

一、三では、義満の先例とは異なる場合の義持の行動について考察してきた。ここでは、義持が義満の先例を遵守した事例を考えてみたい。

表①に戻ろう。義持が義満の先例に准えたことが特記されている行動は五例ある。すなわち、I. 一〇月二七日、官司行幸において天皇の裾に候す、II. 一〇月二九日、御禊行幸において東廊の南座に着す、III. 一一月一八日、官司行幸を申沙汰、IV. 一一月一九日、舞姫御覽を厳重に申沙汰、V. 一一月二十四日、土御門還御に供奉、の五例である。なかでも注目されるのが、I・III・Vである。まず、IIIについて史料を掲げると、

又官司に行幸あり、あすより大嘗会の儀をおこなはれんためなり、関白ハまいり給ハす、内大臣殿出御に御祇^(ママ)公ありて申された

也、これも永徳の例とそうけ給はる、奉行頭督清房の朝臣しるしたひたりし散状、そのまゝ書つけ侍るなり。⁽⁵⁸⁾

御禊行幸あるいは大嘗祭を故実通り執り行うため、その直前に、天皇は一度太政官に入る。それを太政官行幸（官司行幸）という。これは大嘗祭にともなう太政官行幸においての記事である。義持は義満の先例（永徳の例）を踏襲し、不參の関白の代行を果たし

ていたことが記されている。義満が摂政二条良基を代行した理由は、Iの事例から明らかになる。

あさての御禊のために、土御門殿より官庁に行幸なる、関白ハまいり給ハす、内大臣殿御まいりありて、出御に御しこうなり、永徳にも、二条殿摂政老体によりてまいり給はす、鹿苑院殿かう申御沙汰ありしかハ、しせん御佳例にかなひたるにや、内大臣殿すなハち御供奉あり。⁽⁵⁹⁾

永徳度には二条良基が老齢であつたため、義満が代行したことが明らかである。実際に良基はそのわずか四年後の後小松元服儀で練歩した際「其躰不便、今年六十九云々、腰如折老屈甚也」と評されており、「老体によりてまいり給ハす」という理由はあながち嘘ではないだろう。しかし応永度の経嗣には、同時期に健康上の大きな問題があつたことを示す史料は確認できない。ならば、「しせん御佳例にかなひたるにや」と記されではいるが、経嗣がたまたま良基と同じ健康上の理由で出仕できず、結果として義満の先例と義持の行動が重なりあつたというよりも、義持が意図的に義満の先例を採用したと考えたほうが良さそうである。

同様のことはVにおいてもいえる。

やがて土御門殿へ還御なり、(略) 関白ハまいり給ハす、内大臣殿出御に御祇^(ママ)公あり、永徳ニも摂政ハまいり給ハて、鹿苑院殿申御沙汰ありしかハ、これも御かれいにあひかなひ侍るにや、かよう度ことに供奉せさせ給ふ、いとありかたき御事なり。⁽⁶¹⁾ 大嘗会終了にともなう土御門還御に際しても、義持は義満の先例に准えるかたちで、関白を代行し行事を申沙汰している。

研究ノート

七四(二〇八)

I・III・Vの事例から、義持は関白の役割を代行するという先例、別言すれば自己を「現任の摂関」に准えるため有用な先例に關しては、積極的に義満の例を踏襲していたと考えられよう。

義持は、義満の先例を適度に取捨選択していた。そして大嘗会に關していえば、その取捨選択の基準は、自己を「現任の摂関」に准えるために適切であるかどうかにあつたと判断できるのである。ちなみにIVはこの時期本来五人必要な舞姫が実状としては二(62)三名しか集まらない中、義持が義満に倣つて申沙汰し、五人揃えたという内容である。大嘗会を威儀嚴重に遂行しようという義持の熱意が伝わる史料であり、少なくとも右の考察と矛盾するものではない。IIは、関白経嗣と対になつて座したという史料であるが、この点は節を改めて考察したい。

2 義持の真意

ここで、義満に准えた義持の行動のうち、前節で考察を加えなかつたIIの史料を掲げてみたい。

次に関白東の廂の北の座にちやくせらる、内大臣とのおなしき南の座につかせ給ふ、是も永徳に鹿苑院殿御著座の例なり(63)、再び場面は御禊行幸に戻るが、天皇は、御禊行幸で頓宮に到着すると、まず御膳帳、次に御禊帳に着す。これは御禊帳に着したときの様子であるが、「関白東の廂の北の座にちやくせらる、内大臣とのおなしき南の座につかせ給ふ」とあるように、義持は義満に准えるかたちで経嗣と対の座に着している。

この直前、天皇は御膳帳から御禊帳に移動しているが、そのときも「関白御輿の左の方、内大臣殿右の方につきてあゆみ給ふ」(64)

とあるように、やはり義持は経嗣と対になつて行動している。

また、IIの直後には「次に五位の藏人、関白并内大臣殿の御祓の物をすゆ」とあり、ここでは義持は経嗣と一体のものとして、儀式のなかに位置付けられていたことがわかる。

ここで再び表①を利用する。「関白と対・並列」の欄に○が打つてあるのが、義持が経嗣と対になつたり一体になつたりした行動である。全六八例の行動のうち、大嘗祭から豊明節会の四日間に絞ると、義持の行動は二七例となる。そのうち、なんと一九例において義持は経嗣と一体あるいは一対となり行動しているのである。義持は自己を関白一条経嗣と同化させていたのであり、「現任の摂関」に擬していったことはもはや疑いがなかろう。

ただし、ここで注意が必要なのは、義持は「准現任摂関」と位置付けたのであって、「摂関」そのものにならうとはしていない

点である。実際に彼は官職上摂関になつていないし、何より摂関と一体となつて行動しているという事實に注目しなければならない。常に関白と行動をともにしていたということは、逆にいえば、関白一条経嗣を儀式から排除していいことを示すからである。

先に、義持は御禊行幸の供奉において、藤原道長の先例を持ち出ことにより、経嗣との両立を実現させたことを述べた。そのような義持の姿勢は大嘗会において一貫していたのである。彼にとって重要なのは、儀礼の場などにおいて、自己を摂関に相当する立場に位置付けることであつて、摂関の地位そのものを欲していたわけではなかつたのである。したがつて、経嗣を排斥する必要もなかつたのだろう。おそらく義持の意図は、自己を天皇ある

いは天皇家の「補弼役」として位置付けるというところにあったのではないか。そしてその目的に達するためにもつとも相応しい地位が現任摂関だったので、結果として選択肢の一つとして、義持はおおむね現任摂関に准ずる行動をとった。ただし、あくまで天皇家の「補弼役」という立場さえ確保できればよかつたのであるから、その枠内に収まる限りにおいては、本家五摂家を排斥する必要もなく、また場合によっては先例が「内覽」であっても問題がなかつた、以上のように考えれば、本稿で述べてきた義持の行動が整合的に理解しうる。義持は積極的に摂家の先例を活用することにより、「天皇の補弼役」という地位を内外に喧伝したのであり、したがつて彼が必要としていたのは、摂家の先例に准えた上で儀礼において准現任摂関として位置付けられることに限定されていたのではないだろうか。

3 大嘗会以外の場において

ここでは大嘗会以外の場面においても、義持が「准現任摂関」として振る舞つていたことを確認したい。

取り上げる事例は、応永一九年九月二七日における後小松上皇の晴御幸始である。⁽⁶⁶⁾

まずは当日院参して以降の義持の行動を追つてみたい。なお、割注にも注目するため、割注は同じボイントのまま（）で括ることとする。

C. 次有御馬御覽、上皇出御簾中、執事（内相府）令著簣子給（不儲御座、無御揖）、次御厩別当（西園寺大納言）、同著座、（関白令遅參給之間、不參御前給、令候公卿座下簾給）（略）

准摂関家としての足利將軍家（石原）

六疋悉御覽後入御、内相府令參常御所給（大納言殿同之）執
權・余等同參、

D. 次出御（略）、御隨身發前声（略）先之内相府令簾御車簾給、
E. 次御乗車、（略）、宰相中將同參進收輦戶退（先之内相府經
簣子自中門沓脫下殿、令御裾給（略））

（散状略）

寄御車於南階、（略）次内相府昇南階給（御車東腋也）、簾御
車簾（御笏被入懷中）給、

F. 下御（御隨身發前声）、次又内相府簾階間御簾給、

次入御簾中（着御御座）、女房不候之間、御劍則宰相中將
持參、置御座邊歟、（関白遅參給之間、内相府令候御簾給也）

G. 則移御東向御座席、内相府并大納言殿候御前給、則有一獻

H. 次寄御車於南階、其儀同出御之儀者也、内相府又有御供奉、
於仙洞又御盃、三獻後御退出云々、

義持は、当日院参すると、御幸に先んじておこなわれた「御馬御覽」儀に早速参加し、後小松の簣子下に候じている。関白一条経嗣は遅参により、公卿座に列したものとの御前には候じなかつた。一方義持は「御馬御覽」儀終了後、後小松に従つて常御所へと参じた（C）。そして、出発に先立ち後小松が出御すると、御車の簾をかかげた（D）。出発の段には、後小松の御裾に候じ、引用は省略したが、散状から御車の御前に行列した様子が確認できる。そして到着後には再び簾をかかげている（E）。目的地に到着した上皇が下御した後、遅参の経嗣に代わり、ここでも義持は御簾役をつとめている（F）。さらにその後、後小松の御前で一献に

研究ノート

七六(二〇)

候じ（G）、行きと同様、還御においても後小松に供奉した。還御後には再び酒宴に参加している（H）。

引用は『兼宣公記』であるが、同記には、関白一条経嗣が自ら作進した「御幸始次第」（以下「次第」）も所収されており、本来はどのような予定であったのかを確認することができる。そのうちCからHに相当する箇所を一つ一つ確認していくと、まずCは「先有御馬御覽事（執事并御厩別当候簀子、不敷座）」とあり、当時義持は院執事の肩書きを有していたことから、予定通りの行動であったことがわかる。Dについては「乗御（関白裏御車簾）」とあり、本来なら関白の役割であった。Eの義持の行動のうち「（先之内相府経簀子下殿、令御裾給）」の部分は特に記されてもないが、その後の「寄御車於南階、（略）次内相府昇南階給（御車東腋也）、裏御車簾（御笏被入懷中）給、」の部分については「次第」では「寄御車於南階（院司等付輶）関白參進裏御簾」と記されていて対応する。やはり本来は関白の役割であったようだ。Gについても「次第」では触れられていないが、Fに関しては「下御（御隨身発前声）、入御簾中、関白候御簾」とあり、Hについても「還御（略）、関白裏御車簾」とある。F・Hについても本来は関白の役割であったことが確認できる。

第1では触れられていなかったEの前半・Gを除いて、すべて本來なら関白がつとめるはずだった役割を代行するものであったことが理解できよう。

しかも、義持はただその場の必要に迫られて代行したというだ

けではない。Cの場面で既に「（関白令遲參給之間、不參御前給、令候公卿座下簾給）」と記されているように、経嗣は儀式そのものにはどうにか間に合っている。しかも実は、Dの場面の直前において「次関白參進簾下（略）、裏御簾給」という記事がある。経嗣が御簾に候じている様子が記されているのだが、この行動は「次第」において「出御（関白候御簾）」と記される行動に相当し、本来の予定でも関白の役割であったことがわかる。この時点では経嗣は式に合流し、関白本来の役割にも復帰していたのである。したがってそれ以降の役割は経嗣が勤仕すれば済んだわけで、D以下の行動は必ずしも義持がおこなわなければならないという必要はなかつたのである。つまり、義持は経嗣が合流しているにもかかわらず、敢えて関白の代行を継続したわけであり、自らを「准現任摂関」に位置付けようとする義持の姿を象徴的にあらわしているよう。

むすびにかえて

以上、本稿では義持の「准現任摂関」としての姿を照射してきたが、残された課題も多い。一つは、義持の「准現任摂関化」がいかなる歴史的背景のもとに導かれたもので、それは義持と公家社会の関係の全体像の中にどのように位置付けられるのか、という点である。もう一つは、本稿においては「准現任摂関化」は義持を推進主体として叙述してきたが、彼本人の主体性をどこまで評価してよいのか、という点である。後者については、「准現任摂関化」がその後どのように引き継がれていったかという問題と

も密接に関わる。もし義持個人の意志のみに基づく行動ならばやがては否定されていっただろうし、周囲（例えば公家社会）の要請に添った上でのものならば、政治的状況が激変しない限り後代にも引き継がれていったはずだからである。これら二つの点について展望を述べることによりむすびにかえたい。

まずは前者の問題について。今谷明氏が田中義成氏の説を承けるかたちで「王権篡奪説」を展開して以来⁽⁶⁷⁾、義満が皇位篡奪を謀ったか否かについて、活発な議論が繰り返されてきた。各氏、持論は様々であろうが、大勢としては「出家後の義満が、自己」を上皇に相当する立場に位置付け、院政に類似する政治形態を敷いたということについては異論はないが、だからといって、義満が天皇家の乗っ取りを意図し、義嗣を次期天皇に据えようとしたとまでは、必ずしも言い切れない。⁽⁷⁰⁾「というところに落ち着きつたようだ。⁽⁷⁰⁾」ここでは、「王権篡奪説」そのものの当否に触ることはしないが、今谷氏の分析を手掛かりに、義満薨去当時の公家社会における足利家の家格を考え、足利義持の「准現任摂関化」が持った歴史的意味及び彼の公家社会に対する基本的态度を見通したい。

今谷氏は、義嗣がいわゆる「北山殿行幸」において元服前の童子ながら笏を持ち、天杯を授かったこと、内裏において立太子の礼に准じて元服を遂げたことなどを通じて、義嗣が次期皇位継承者であることが披露されていったと論じた。⁽⁷¹⁾実際、元服前に天杯を受けることが、異例中の異例であったこと、義嗣の元服が「しんわう御けんふくの準拠なるよし」と表現されたことは間違いない。⁽⁷²⁾ただし、その部分だけを一面的に強調しすぎると、事の本質を見失う恐れがある。

まず、天杯に関して。紙幅の関係上原文の引用は省くが、『北山殿行幸記』には「晴儀で天杯を授かるというのは、道長や頼通の先例はあるが、九条道家以来絶後のことである。童子ながら笏を持つというのは、空前の出来事である。」と記されている。⁽⁷³⁾つまり、「義嗣の扱いは、摂関家の先例からはありえない」と評されているのである。ここから、確かに義満が、義嗣を摂関家の先例から超越した立場に位置付けようとしていた様子を見出しうるが、その一方で少なくとも『北山殿行幸記』の作者（当時の関白一条経嗣である可能性が高い）に代表される公家社会には、義嗣を含む足利家の行動規範を、摂関家の先例に求める意識が存在していたことを、同時に見落としてはならない。義満の最晩年においても、足利家の家格を摂関家に相当させるという意識は、確実に公家社会に残っていた。

また、親王準拠の元服についてであるが、これに関しては、義嗣が元服と同時に、從三位参議に任じられている事実を軽視するわけにはいかない。⁽⁷⁴⁾摂関家の場合、参議を経ずにいきなり中納言に任じられるので、義嗣の任官は摂関家の先例によるものとは言いかれないが、任官したという事実そのものがもたらした影響は考慮に入れるべきだろう。すなわち、「王権篡奪」を考えるとき常につきまとう問題だが、頓死してしまった以上義満の最終的な意図がどこにあったかについては明らかにしえない。しかし、義嗣が任官したということは、少なくともその時点においては、義

研究ノート

七八(三二)

嗣が人臣の秩序に位置付けられたことを意味する。つまり、いくら元服の場で特別な扱いを受けようとも、制度上においては、義嗣は皇位継承候補者でなく、足利家も王家ではなく人臣だったのである。

だからといって、義嗣の元服が「親王に准ずる」と認識されたこと、なにより義満が上皇待遇を実現させていたことを、軽視することはできない。結局、義満薨去の時点において、義嗣には親王に准ずる（と認識される）側面と、官制秩序に含み込まれる人臣という側面の両方が備わっていたと判断するべきなのではないだろうか。したがって足利家についても、家長が上皇として振る舞う「准王家」という性格と、摂関家に相当する家格を有する人臣という性格が、奇妙に混在していたということになるのだろう。このように足利家の家格には、一方には収斂しきれない相反する二要素が混在していたと考えられるのであるが、義満はその矛盾を止揚することなく急死した。その結果、義満の跡を継いで足利家家長となつた義持（及び当時の幕府宿老）は、義満が放置したまま遺した困難な課題をも相続することとなつた。すなわち、出家後の義満の路線を引き継いで足利家の「准王家」格化を進めるのか、出家前に義満が採用した「准摂関家」格という路線に立ち返るのか、の二者択一を迫られていたと考えられる。義持が決断を迫られた、この二者択一とは究極的には、足利家が王家を目指すのか、人臣としての位置付けを確定させるのかという歴史上極めて大きな影響を与える決断であった。そして、そのような二者択一のうち、義持（及び宿老）は人臣という道を選び、足利家家の儀にて沙汰するようになつた。それは義持時代になつても引き

長を「准現任摂関」に位置付け、足利家を「准摂関家」に相当させることを意味する。詳しく述べて後考を期すが、既に横井清氏が丹念に描き出したように、義持はあるいは、称光天皇が後小松上皇とのすれ違いから発作的に出家を試みた際、両者の間を右往左往し、またあるいは、直系子孫を事実上期待できなくなつた称光天皇の後継者として、後花園の擁立を既定路線化するために東奔西走している。⁷⁷つまり義持は後小松から称光を経てやがて後花園へ継承されていく皇統を安定させるために粉骨碎身しているのであり、まさにそれは義持が大嘗会などの儀礼の場にとどまらず、名実ともに「准現任摂関」としての役割を全うしていたこと、それが彼の公家社会に対する基本姿勢であったことを示唆するであろう。

次に後者の問題について。義持の死後嗣立された義教は、還俗し元服を済ました後の初参内・院参において「公家儀」と「武家儀」のいずれを採用すべきかを時の摂政二条持基に相談したところ、「鹿苑院殿大將御拌賀之時、於京門跡故二条摂政御參会有テ、御出仕以下被申談、以來ハ一向御出仕等、毎事被移摂家之儀御沙汰也、其以後故勝定院殿御出仕等、又以同前也」として、「公家儀」にて出仕すべき事を持基は主張した。持基の意見を要すると「義満の時代に法身院で一条良基と相談した結果、出仕等を摂家の儀にて沙汰するようになった。それは義持時代になつても引き

継がれた。(だから今回もそれに従うべきだ。)」ということになる。このことから、様々なことが明らかになる。まず義満時代の「准摶関家」化は二条良基によつて導かれたこと。また義教の時代には、義満は「准上皇」としてではなく「准摶関家」として認識されており、義教の時代においても、それがあるべき姿と認識されていたこと。そしてひとり良基に限らず、持基においてもやはり、積極的に足利家の「准摶関家」化を促進していたことである。

義持の「准現任摶関」化についてはどうだろうか。再び大嘗会関連の事例になるが、関連行事である舞御覽における義持の服装について「内大臣殿、紅梅の御直衣、青打の御指貫（割注略）から織物の出衣地紅、文桐唐草、紅の打の御衣、をなしき御ひとへなり、これハ永久三年の五節に知足院殿閑白にてこの直衣を著し給ひし例を、閑白とりしるし申されけるとかや」という記事がある。義持（内大臣殿）の服装について、「知足院殿閑白」（藤原忠実）の先例を一条経嗣（閑白）が「とりしるし申」しているのであり、ここから義持の「准現任摶関」化においても閑白一条経嗣の果たした役割の小さくなかったことがわかるだろう。⁽⁷⁹⁾

右に上げたのは二条良基・持基・一条経嗣と、みな五摶家の当主という特殊な地位にあつたわけで、彼らの意見がどこまで公家社会全体のそれを反映していたかの判断については慎重でなければならないが、両者の間に決定的な齟齬がないとの仮定が認められるのであれば、公家社会は一貫して足利家が「准摶関家」であることを望んでいたことは明らかである。⁽⁸⁰⁾むしろそういう公家社会からの要求が主体的な役割を果たしていた可能性さえ考慮に入

れなければならないだろう。そしてそのような公家社会の一貫した支持があつた以上、必然として「准摶関家」たる足利家の家格は義教へと引き継がれていく。⁽⁸¹⁾「其以後故勝定院殿御出仕等、又以同前也」として、北山殿時代の「准法皇」としての義満は、なかつたものとして記憶から消去されてゆくのである。

以上、義持の公家社会に対する態度の全体像として、あるいは後代における足利家家格の標準として、本稿で大嘗会を通して明らかにした、『義持』「准現任摶関」という構図を一般化しうる可能性を指摘して稿を閉じたい。

注(1)『足利時代史』（講談社学術文庫　一九七九、初出一九三三）八八

（九五頁）。

(2)『足利義満』（吉川弘文館　一九六〇）一九〇～二〇一頁。

(3)『足利義満—中世王権への挑戦』（平凡社ライブラリー　一九九四、初出一九八〇）一四一～五七頁。

(4)『室町の王権』（中公新書　一九九〇）一七六～一八〇頁。

(5)他にも、富田正弘「嘉吉の変以後の院宣・綸旨」（『中世古文書の世界』小川信編　吉川弘文館　一九九一）、川嶋将生「室町期武家故実の成立」（『公家と武家—その比較文明史的考察』村井康彦編　思文閣出版　一九九五）なども、義満と義持を差異・断絶という枠組みで把握している。

(6)『一揆の時代』（『日本の時代史一一一揆の時代』　榎原雅治編　吉川弘文館　一〇〇二）三一頁。

(7)『日本の歴史12 室町人の精神』（講談社　一〇〇一）七七頁。

(8)なお、大嘗会における義持の摶関化については加藤岡知恵子氏に

研究ノート

八〇(三四)

よる言及がある（『室町殿の御内書に見る公武の家格相当について』『古文書研究』四六一九九七）。

(9) 大嘗祭は四月の悠紀・主基の国郡選定以降、関連諸行事が断続的におこなわれ、一一月中あるいは下の卯の日に大嘗祭本番を迎える。大嘗祭とそれに続く悠紀・主基・豊明の各節会をあわせた四日間のことを特に「大嘗会」と呼ぶことが多い。ただし本稿では、一〇月二七日の（御禊行幸の準備作業としての）官司行幸から一月二四日の豊明節会までを大嘗会の範囲に含めて論を進める。

(10) 『公卿補任』応永二二年。

(11) 『大嘗会仮名記』（題名は『大日本史料』に従う。）は、『荒曆』の別記であり、筆者は『荒曆』と同じ一条経嗣である。異論も提出されているが、本稿では通説に従う（詳しくは『国史大辞典』「荒曆」の項）。

(12) 御禊行幸とは、禊ぎのため天皇が賀茂河原などに赴く行幸のことである、大嘗祭当日に先立つ一〇月末におこなわれる。

(13) 『大日本史料』第七編之三、七一頁。（以下、『大日本』七一二三、七一）というように記す。）

(14) 『大日本』七一三、一五四。

(15) 題名は『大日本史料』に従う。作者は『看聞日記』と同じ伏見宮貞成親王。

(16) 『大日本』七一三、九二。

(17) 後注（19）に同じ。

(18) 『称光院』一一月二二日条（『大日本』七一三、一二七）。

(19) 『大日本』七一三、一三三。

(20) 新田一郎氏は、義満の公家化に対し、二条良基は「公家政権の政務の方針を再確立」するものとして、「積極的に支持した」とする

（『日本の歴史11 太平記の時代』講談社一〇〇一）。筆者も室町将軍の公家化は、その秩序をテコ入れし再活性化するものとして、公家社会から基本的には歓迎されていたと考える。

(21) 『国史大辞典』「内弁」項。

(22) 『新訂建武年中行事註解』（講談社学術文庫一九八九）。

(23) 「大方よろづの公事を一上たる人は前をわたすまじきにや」の内容が判然としない。「の上たるもの、すべての公事において最上首としての役割を担うべきである。」と解釈しておくが、大方の御教示を仰ぎたい。

(24) 他にも『公事根源註解』（『故実叢書』）にも、「元日ノ節会、（略）其儀小朝挙はてぬれば内弁の大臣陣の座に着くことをおこなう、一上

にあらずして位次の大臣ならば内弁に候べき由を職事をもって仰せらるる也、大方よろづの公事を一上たる人はまえをわたすまじきにや」とある。

(25) 「一上考」（『国史学』九六一九七五）。

(26) 清暑堂御遊とは、『大嘗祭の時、豊楽殿の後房である清暑堂において行われた神樂』（『国史大辞典』「清暑堂御神樂」の項）である清暑堂御神樂にともないおこなわれる御遊（宮中や院の御所などで天子や貴人が催す管絃の遊び。『広辞苑』のことである。なお、「清暑堂神宴」と表現するときは、神樂及び御遊を含む一連の行事をさすと考えられ、本稿でもそのような意味で把握しておく。

(27) 大嘗祭当日の翌々日。

(28) 節日に天子に供える供御（『国史大辞典』「節供」）。節会の中心行事。

(29) 『御遊抄』「清暑堂」（『統群書類從』一九上 管絃部）著者は綾小路有俊で、一五世紀後半に成立。

- (30) 詳しくは、坂本麻実子「足利義満と笙」(『日本の音の文化』小島美子・藤井知昭編 第一書房 一九九四)。
- (31) 『仮名記』一二月三日(『大日本』七一三、一四四~一四五)。
- (32) 前注(30)坂本論文。
- (33) 詳しくは、拙稿「家業としての雅楽と御遊」(『史友』三四二〇〇一)。
- (34) 豊永聰美「後光厳天皇と音楽」(『日本歴史』五九七 一九九八)。
- (35) 『足利家官位記』応永九年八月五日条。
- (36) 前注(29)。
- (37) たとえば、新田一郎氏は前掲注(20)著書の中で、「義満が公事に臨んで適切に振る舞うにあたって準拠すべきモデルとして准用されたのは、主として摂関家の例である。」「室町殿家は、公家社会の作法の上で、源氏の第一人者として、最上位の家格を持つ摂関に准じた位置づけを獲得し、それを手がかりとして、そのもとに保護・臣従の関係を取り結ぶ家礼たちを集めていった。」と述べている。
- (38) 藤原忠実の特殊性とその背景については、改めて考えてみる必要があるが、今後の課題である。
- (39) 「院拍子合」については、その場限りのこととして、主人である院が参加することもあるが、やはり稀な例である。しかも、帝王学たる樂器所作訓練の一環として、一流の集う拍子合を利用しているだけという要素が強いと思われる。(『後伏見天皇御記』(増補史料大成)延慶二年一〇月七日、一一月一一・一四日条)。
- (40) 『永和度太嘗会記』(『神道大系 朝儀祭祀編5』神道大系編纂会一九八五)一三五~一三八頁。
- (41) 『公卿補任』応永一九年。
- (42) 『仮名記』一〇月一九日(『大日本』七一三、五四~五五)。
- (43) 本稿では、増補史料大成本を用い、題名もそれに従う。
- (44) 『後伏見天皇御記』延慶二年一〇月二二日条。注(49)に引用。
- (45) 嘉禎・仁治・寛元・文応・正慶・暦応・文和・永和度大嘗会で確認できる。
- (46) 前注(40)、一三八頁。
- (47) 実際、御禊行幸の散状において、閑白は末尾に記される。
- (48) 『後伏見天皇御記』延慶二年一〇月二二日条。
- (49) 本文中に引用した史料Aには「(寛元度にも院が桟敷で行幸見物したが、その時の摂政一条実経は)なを院の御車を申いたされけるにや」、注(50)に引用する『後伏見天皇御記』には「申下唐庇御車之處」とある。また注(51)史料の別の箇所中には「今日閑白不令扈從給、依無唐車也」とある。併せて考へると、少なくとも寛元期(一二四三~一二四七)以降は、摂関が乗車にて供奉する際、「院の御車」を借用していたようである。事實上、「唐車」は「院の御車」を指す固有名詞であったと考えられ、これが上皇と閑白が同時に唐庇の車を用いることのできなかつた大きな要因の一つであると考えられる。次善の策としてより格の劣る檳榔毛の車を用いるとなると、晴の儀には参加できなくなるので、頓宮にて参会するということになるのである。
- (50) 「摂政乗車、自閑路參会、申下唐庇御車之處、御見物料指合、仍以毛車參会」(『後伏見天皇御記』延慶二年一〇月二二日条)。
- (51) 『勘仲記』正應元年一〇月二二日条。
- (52) ただし、この時は、後深草上皇が網代庇の車、皇后が唐庇の車を用いている。また延慶度とは異なり、上皇は車からではなく、桟敷を組んで見物している。とはいはずれにせよ、注(49)で述べた理由により、閑白師忠が唐庇の車で供奉することはできなかつたことには

研究ノート

八一(三六)

変わりない。

- (53) 『代始和抄』(『群書類從』二六 雜部) には「攝政は或は騎馬或は乗車なり。車は必唐庇を用ふ。」とある。

- (54) 「依被申請馬三疋、自院被遣関白許、是為御禊騎馬也。」(『玉蕊』建暦元年一〇月一六日条)、「関白殿府生二人騎馬、瀧口馬副、女騎等八、藏人六人」(『明月記』建暦元年一〇月二二日条)などから、この時関白家実は、騎馬での供奉のために院より馬を給わり、当日も馬副をともなっていたことが判断でき、騎馬で参加したと考えられる。

「関白殿府生二人騎馬」は「府生二人」が本来割注であったと解釈しておきたい。なお、このときの大嘗会は、御禊行幸舉行後に准母春華門院が死去したことにより、翌年に延期された。

- (55) 『仮名記』一〇月一九日(『大日本』七一一三、五四~五五)。

(56) 「騎馬」の終見である建暦度から約三〇年後の寛元度が「参会」の初見である。また『永和大嘗会記』には「騎馬の先規ありといへども近例おぼく唐車に乗して幸路をわたる」とある。一三世紀前半を機に、「騎馬」から「唐庇」あるいは「参会」へと移行したと考えられよう。

(57) 実際、『仮名記』からは大嘗会を通して義持に協力する経嗣の行動をつかがい知ることができる。御禊行幸供奉に際して、義持は馬副を省略するという先例違反を犯し、その点について経嗣は口を極めて不満をあらわしているが、経嗣の義持批判は、この時ただ一度だけである。

- (58) 『仮名記』一月一八日(『大日本』七一一三、九一)。

- (59) 『仮名記』一〇月二七日(『大日本』七一一三、二五~二六)。

- (60) 『寛永公記』嘉慶元年一月三日条。

- (61) 『仮名記』一月一四日(『大日本』七一一三、一五一)。

- (62) 『仮名記』一二月一九日(『大日本』七一一三、九四~九五)。

- (63) 『仮名記』一〇月一九日(『大日本』七一一三、六九)。

(64) 同右。

(65) 同右。

- (66) 『兼宣公記』同日条(『大日本史料』の同日条を用いた)。

- (67) 前掲注(5)今谷著書。

(68) 本稿で引用した通史類においては、濃淡の差はあれ、必ずこの問題への言及がある。

- (69) 新田氏はそれを「北山殿の政務」と表現する(前掲注(20)著書)。

- (70) たとえば、前掲注(6)榎原著書。

- (71) 前掲注(4)今谷著書、一六七・一六八頁。

- (72) 『椿葉記』(『群書類從』三 帝王部)。

- (73) 同記の『仮名記』(真名書きの同名史料もある)、『群書類從』三 帝王部。

- (74) 『群書解題』、同記の項。

(75) 嚴密には、義嗣は元服に先立つ同應永一五(一四〇八)年三月四日に從五位下に任じられている。

(76) たとえば、義嗣任官の翌々應永一七年、二条持基が參議を経ずに、権中納言に任じられている(『公卿補任』)。

- (77) 『室町時代の一皇族の生涯』(講談社学術文庫 一〇〇一、初出一九七九)。

- (78) 『満済准后日記』正長二年二月二七日条。

- (79) 『大嘗会仮名記』一二月一九日(『大日本』七一一三、九五)。

(80) 同様の事例は、「御平緒ハむらさき地(割注略)なり、つねにハ「んちむらさきたんかとてこそあるに、いとめづらかにうつくしく見ゆ、これハしゆくとくの大臣のわかき時もちゐらるゝれいありとて、

閑白よりまいらせられたるとそうけ給ハる』『大嘗会仮名記』一〇月

二九日、『大日本』七一三、五六など、他にも散見する。

- (81) 新田氏は前掲注(20)著書の中で、この点に関して「室町殿義満の「権力」の形成は、公家社会の政務の作法をあらためて確立することを意味した。それだからこそ、公家社会の重鎮であつた二条良基は義満を積極的に支持したのであり、庇護を求めて義満に追従する人々の姿に、武家に圧倒される公家のさまを見だし嘲笑うことは、必ずしも適切ではない」と述べている。

- (82) この点については、別稿を用意している。

投 稿 規 定

一、投稿をお願いしておりますのは、次のもので未発表のものに限ります。

論文

研究ノート

史料紹介

研究動向

以上の投稿原稿の枚数は、いずれも和文で四〇〇字詰原稿用紙八〇枚程度（含む注・図表）を限度とします。なお、投稿の際はコピーを一部つけてお送り下さい。

一、原稿用紙は、四〇〇字詰または二〇〇字詰原稿用紙に本文、注とも一枠一字、たて書きでお願いいたします。

なお、ワープロ原稿は、たて書きで一枚について四〇〇字、六〇〇字、八〇〇字のいずれかになるようにお願いいたします。

また、行間及び上下左右には余白を充分におとり下さい。

一、論文および研究ノートを投稿の際は、必ず和文（八〇〇字以内）および英文レジュメをおつけください。レジュメの無い論文・研究ノートは受理いたしかねます。

一、投稿は会員の方に限ります。まだ会員でない方は、投稿の際、入会の手続をおとり下さい。

一、原稿の郵送は、東京都文京区本郷七一三一一 東京大学文学部内 史学会（郵便番号 一二三一〇〇三三）宛に、お願いいたします。

御注意

図表・写真・特殊文字などを必要とする場合には、印刷経費の一部を負担していただくことがあります。

史 学 会